

生活保護法に基づく 申請の審査基準及び標準処理期間

申請内容	根拠条項	標準処理期間
生活保護開始の申請	生活保護法第24条	申請のあった日から14日以内 ※調査を要する場合は30日まで
入院助産施設への 入所措置・費用徴収の 決定及び却下	児童福祉法36条	申請のあった日から14日以内
母子生活支援施設への 入所措置・費用の徴収の 決定及び却下	児童福祉法38条	申請のあった日から20日以内